

「誰か」のこと

じゃない。



障害のある人もない人も

共に暮らしやすい西宮市に

西宮市では障害を理由とする差別を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するための条例「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（通称：西宮市障害者共生条例）」が令和2年(2020年)7月より施行されました。

この条例では、障害に対する理解を促進し、障害の有無にかかわらずお互いに人格と個性を尊重し合うことで、誰もが暮らしやすい西宮市をつくることを目的としています。詳しくは市ホームページ（93026819）をご覧ください。

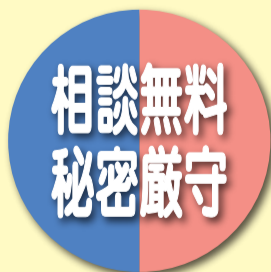
障害を理由とする差別で困ったときは下記の窓口にご相談ください

- 西宮市障害福祉課
☎0798-35-3147
- 障害者総合相談支援センターにしのみや
☎0798-37-1300
- 兵庫県障害者差別解消相談センター
☎078-362-3356
- 西宮市教育委員会教育総務課（教育に関する相談）
☎0798-35-3836
- ハローワーク西宮（労働に関する相談）
☎0798-22-8600（内線42#）



常設相談室「人権相談」 電話/面談

- 相談会場
神戸地方法務局 西宮支局（西宮市浜町7-35）
 - 法務局の職員による相談日時
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
 - 人権擁護委員による相談日時
毎週水曜日 午前9時から午後4時
- ☎0798-26-0061
（神戸地方法務局西宮支局総務課）



特設相談室「人権困りごと相談」 面談

- 相談会場
西宮市役所本庁舎1階
市民相談課（西宮市六湛寺町10-3）
 - 曜日と時間
毎月第1・第3木曜日
午後1時から4時（受付は3時半まで）
- ☎0798-35-3320
（西宮市人権平和推進課）

第76回 人権週間 12月4日~10日

西宮市・西宮市教育委員会・西宮人権擁護委員協議会

12月10日は
世界人権デーです。